2025年◯月◯日

楽器を借用する団員とその保護者　様

◯◯市ジュニア吹奏楽団

団長　　◯　◯　◯　◯

ジュニア吹奏楽団貸出楽器の取り決めについて

　日頃は、ジュニア吹奏楽団の活動にご理解、ご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

　さて、当楽団では、ご寄付や後援会などからのご支援により、貸出しできる楽器が多数取り揃えられており、たいへんうれしく感謝いたしております。

　楽器はとてもデリケートなものであり、どんなに大切に使っていても経年劣化や消耗する部分が出てきますので、楽器を長期に使用していくためには、維持管理（メンテナンス）が必要となります。また、場合によっては専門の楽器修理店に修理を依頼しなければならないものもあります。

　そこで、楽器の貸し出しについて以下のように取り決め、いつまでも楽器を大切に使用していただくことをお願いしております。

　つきましては、主旨をご理解いただき、ご協力くださいますよう、よろしくお願いします。

**貸出楽器の取り決め**

■楽器によってメンテナンスにかかる費用は違いますが、楽器の種類による不均衡を無くすため、一律に年間◯,０００円の維持管理料の負担をお願いします（主なものとして、タンポ交換、バランス調整、管の腐食・ひび割れ等の補修、ロータリーの清掃、ピストンの調整、接続部の補修等があります）。

■現在の使用楽器は、団員が大切に使用してはいますが、徐々に破損や故障などが出始めており、そのいくつかは修理が必要になっています。そのため、皆さんから維持管理料を納めていただき、十分に管理しながら部品交換や修理などをしていきます。

■故意、または使用上の不注意や問題による破損や損傷については、使用者において、相応の費用弁償をお願いします。

■貸出楽器については、年に一度以上楽器の使用者から提出を受け、楽器店・専門家やサポーター等が点検・確認等をします。

■貸出の期間は、原則１年とし、前年の出席状況等を考慮して、割り当てを行い、更新手続きをお願いします（楽器借用希望申請書は１年ごとに出していただきます）。

■貸出楽器の使用は、ジュニア吹奏楽団での活動に限ります（原則として学校部活動などでの使用はできません）。

■この取り決めは、平成◯◯年度から適用しております。

※問い合わせ

　ジュニア吹奏楽団事務局：◯◯◯◯　TEL/